

等々力緑地再編整備・運営等事業推進懇談会開催運営等要綱

制定 令和7年3月27日

(建設緑政局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、等々力緑地再編整備・運営等事業推進懇談会(以下「懇談会」という。)の運営に関し、必要な基本事項を定める。

(目的)

第2条 建設緑政局長は、令和5年3月31日付けで川崎とどろきパーク株式会社と契約を締結した等々力緑地再編整備・運営等事業(以下、「本事業」という。)の推進に関し、次に掲げる事項について、懇談会の委員の意見を求める。

- (1) 再編整備に伴う工事費等の精査・検討に関する事
- (2) 等々力緑地内に設置する公園施設に関する事
- (3) その他本事業の推進に関する事

(委員)

第3条 懇談会の委員は、学識経験者に就任を依頼する。

(開催期間)

第4条 懇談会の開催期間は、令和7年4月1日から本事業契約で定める整備業務が終了するまでの期間とし、必要に応じて開催することとする。

(庶務)

第5条 懇談会の庶務は、建設緑政局富士見・等々力再編整備室において処理する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、整備業務終了の日をもって効力を失う。